



UPMサプライヤーおよび第三者規範

# 日々の 意思決定の 実践ガイド

UPM **BIOFORE-BEYOND** FOSSILS

# 目次

<b>CEOによる序文</b>	3
<b>はじめに</b>	4
<b>取り組み</b>	
1. 高潔さへの取り組み	6
<b>人々と業務</b>	
2. 人々と人権の尊重	8
3. 環境と製品安全への配慮	10
<b>ビジネスインテグリティ</b>	
4. いかなる汚職や贈収賄も許容しない	12
5. ビジネスの透明性	14
6. 競争法の遵守	16
7. 資産と情報の保護	18
<b>サプライチェーンおよびその他利害関係者</b>	
8. 取引相手を知る	20
9. 利害関係者や社会との関わり	22
<b>懸念事項の提起</b>	
10. すべての人に関わるコンプライアンス	24



## パートナーの皆様

UPMでは、すべての業務の根底に高潔さがあります。高潔さは当社が成功と成長を続けるための基盤となります。当社はいかなる状況でも、高潔さの基準を妥協せず、サプライヤーと第三者の仲介者にも同様の基準を満たすことを期待しています。

貴社は当社のパートナーとして、当社のバリューチェーンにおいて不可欠な役割を担っています。当社は業績を改善し、サプライチェーン全体の効率性、透明性および信頼性を確保するために、貴社との対話と協力活動に継続して取り組んでいきます。

われわれは皆、あらゆる物事や意思決定において、高潔さを持って行動する責任を負っています。そして貴殿と貴社様は、自らの役割を果たすことを期待されています。つまり、本UPMサプライヤーおよび第三者規範を例外なく遵守し、日々の業務において適切な選択をすることが期待されています。

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Jussi Pesonen'.

Jussi Pesonen  
UPM社長兼CEO

# はじめに

UPMは信頼できるビジネスパートナーになることを目指しており、責任感のある倫理的な慣行が、UPMと利害関係者双方にとって長期的な価値を生み出すと考えています。UPMは、高潔さへの取り組みを行動規範に記載しました。UPMの基本原則は、いかなる状況でも、高潔さの基準を妥協しないことであり、サプライヤーと第三者の仲介者にも同様の基準を満たすことを期待しています。

すべてのUPMサプライヤーおよび第三者の仲介者（UPMを代表して業務を行う代理店、アドバイザー、合併企業のパートナー、現地パートナー、販売会社など）は、本UPMサプライヤーおよび第三者規範に定める基準に従うか、または自らの行動規範や企業指針に定める同様の基準に従っていることを示す必要があります。

UPMサプライヤーおよび第三者規範では、すべてのサプライヤーと第三者に求める最低限の行動レベルを規定しています。さらに、特定の材料やサービスに関する追加的な要件も存在します。

UPMサプライヤーおよび第三者規範は、国連グローバルコンパクト・イニシアチブの10原則、ビジネスと人権に関する国連指導原則、労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言に基づいています。

本サプライヤーおよび第三者規範の最新版は、UPMのWebサイトから入手できます。

## 詳細

ビジネスと人権に関する国連指導原則  
国連グローバルコンパクトの10原則  
国連の持続可能な開発目標  
OECD多国籍企業行動指針



## UPMの価値

お互いに  
信頼

一丸となっ  
て目的達成

変化への  
勇気

詳細については、以下の国際条約・宣言、ならびにUPMの手引きをご参照ください。

### 基本的なILO条約

- 結社の自由・団結権保護条約(第87号)
- 団結権および団体交渉権条約(第98号)
- 強制労働条約(第29号)
- 強制労働廃止条約(第105号)
- 最低年齢条約(第138号)
- 最悪の形態の児童労働条約(第182号)
- 同一報酬条約(第100号)
- 差別待遇(雇用および職業)条約(第111号)

### ILO職業安全健康条約(第155号)

### 国連グローバル・コンパクトの10原則

### 国連世界人権宣言

### UPMの安全に関する手引き(UPM Safety Induction)

# 1 高潔さへの 取り組み

## UPMの手法

UPMは、すべての業務において、適用される法律と規制を遵守します。法令遵守と責任ある倫理的な慣行は、すべてのUPM事業の基礎となるものです。

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- すべての適用法令と規制を遵守する。
- サプライヤーまたは第三者は、本サプライヤーおよび第三者規範を遵守できない場合、その旨UPMの担当者に直ちに知らせる。

高潔さとは正しい  
行いを意味する。



## 貴社に求められる行動の例

- 貴社の事業の性質、活動分野、地理的範囲を考慮して、貴社事業に適用される法律と規制を**認識する**。法規制を遵守し、その改正に対応する。
- 定期的な研修とコミュニケーションによって、従業員が法規制を**認識・遵守**していることを**確実にする**。
- 経営陣がすべての活動において法規制の遵守を実践していること、またすべてのマネジャーが自ら模範を示していることを**確実にする**。
- **さらに**、貴社の規模、活動分野、地理的範囲に応じて、次のことを行う。
  - 意思決定、リーダーシップ、リスク管理、統制、情報の流れを効果的にコントロールし、貴社の目標を達成可能にするために必要なポリシー、プロセス、手順を含む経営システムを**確立し**、維持する。
  - 少なくとも法令を**確実に**遵守する方法と、汚職・贈収賄を防止する方法とについて説明する全社的なコンプライアンスプログラムを**設け**、貴社の従業員を同プログラムに参加させる。
  - コンプライアンスプログラムを定期的に見直し、必要に応じて更新する。
- UPM サプライヤーおよび第三者規範の要件に関する懸念、特に現地で適用される法規制に抵触する可能性について、UPM 担当者に**知らせる**。共に協力し合い、潜在的な障害を回避する方法を探す。

# 2 人々と人権の尊重

他者に寄与し、  
関わりを持つ。

## UPMの手法

UPMは人権の尊重に取り組んでいます。当社は適切な職場環境を推進しており、いかなる状況でも強制労働や児童労働の使用を認めず、安全性に関して決して妥協しません。

当社は、人権および安全・衛生への取り組みを共有するビジネスパートナーとのみ取引を行います。当社は、責任あるリーダーシップを通じて、あらゆる階層の従業員の能力を開発し、意欲を引き出すことを目指しています。

## UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 思想、意見、表現、宗教の自由などの普遍的な人権を尊重し、人種、年齢、国籍、性別、性的指向などに基づく差別またはいかなる形態のハラスメントも行わない。
- 労働時間・報酬、結社の自由、団体交渉権に関する現地の法律を尊重する。
- 児童の権利を尊重する。児童労働を使用せず、これを認めない。現地法が定める最低年齢、または国際労働機関 (ILO) が定める最低年齢の15歳のうち、いずれか高い方の年齢基準を遵守する。
- 業務または活動において、いかなる形態の強制労働も使用または許容されていないことを確実にする。
- 従業員、訪問者のほか、業務による影響を受ける他の人々の健康、安全、セキュリティが守られていることを確実にする。
- UPMの施設で働く際、または施設を訪問する際、UPMの安全要件を遵守する。また、安全に関する必要な研修を実施する。

## 貴社に求められる行動の例

### 人権と適切な職場環境

- あらゆる状況で(例:採用、昇進、報酬、手当に関して)従業員に敬意を払って平等に**接する**。人種、年齢、国籍、性別、性的指向、言語、宗教、政治的見解(またはその他の意見)、社会的出自、属性、出生またはその他の要素に基づいて従業員を差別しない。
- 従業員が労働組合を結成する自由、労働組合に参加する自由と参加しない自由、団体交渉を行う自由を有することを**確実にする**。
- 適切な職場環境を**推進する**。国際労働機関(ILO)基準による通常の勤務時間に関する1日8時間労働、週48時間労働の制限を遵守する。時間外労働は任意であること、その報酬が支払われることを確実にする。
- 雇用によって生じる病気、疾患、負傷から従業員を**保護する**。
- 貴社の従業員または社外の利害関係者に対するセクハラおよび他の形態のハラスメント、ならびにその他の不適切な行動が認められないことを方針に**明記し**、明確に伝達する。従業員は口頭、身体的または視覚的かを問わず、攻撃的、威圧的、脅迫的、悪意的または侮辱的と見なされる可能性のある行為をしてはならないことを明確にする。
- 国際労働機関(ILO)による最低年齢の規定に従い、または現地法が定める最低年齢がそれよりも高い場合は現地法に従い、雇用の最低年齢を**定める**。若年労働者(18歳未満の労働者)に割り当てることができる適切な業務が自社に存在する場合、かかる職務と労働時間を定める。若年者を雇用することで、その若年者の教育、能力開発または安全・衛生が危険にさらされないようにする。
- いかなる業務においても奴隷制、強制労働または人身売買を**認めない**。
- 以下のような**人々は奴隷と見なされる**。
  - 精神的または身体的な脅迫により労働を強制されている。
  - ローン返済のため、もしくは押収された資産(パスポートやIDカードなど)を取り戻すため、または移民当局に報告するという脅しなどにより労働を強制されている。
  - 人間性を奪われている、商品として扱われている、または物として売買されている。
  - 身体的に束縛されている、または移動の自由が制限されている。
- 日単位、週単位または月単位で規定労働時間を超えて、適用法令や労働協約に定める休日・休憩を与えずに労働させられている。

### 安全性

- 必要な業務用安全器具と個人防護具を従業員に無料で**常に提供し**、その器具が適切に使用されていることを確実にする。
- UPMの敷地で作業する、またはUPMの敷地を訪問する従業員が、UPMの安全手順を把握し、業務および現場に特有の安全性に関する研修を受けることを**確実にする**。UPMの安全に関する手引き(UPM Safety Induction)ツールは、基本的な安全性要件を提示・説明している。業務に応じて、UPM施設に入る前に必要なモジュールを完了しなければならない。

# 3 環境と製品安全への 配慮

## UPMの手法

UPMは、関連する環境法を遵守し、自社が大気、気候、水、土壌および生物学的多様性に与える影響を把握します。当社は、土壌の使用法を含め、悪影響を最小限にとどめることを目指しています。また、直接および間接的な環境負荷とUPMの業務による影響を継続的に測定および評価します。

当社は気候変動に対抗するため、2030年までのCO<sub>2</sub>排出量とエネルギー購入量の大幅な削減に取り組んでいます。また、生産から使用・処分までのバリューチェーン全体を通じた当社製品によるCO<sub>2</sub>排出量の削減にも注力しています。

**UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。**

- 土壌、水、生物学的多様性、気候、大気などの環境への悪影響を最小限に抑える。
- 適用法令およびメーカーの指示に従って廃棄物を管理する。
- 意図した用途で安全に製品を使用できることを確実にする。

## リデュース、 リユース、 リサイクル!

### 貴社に求められる行動の例

- 貴社の環境的側面と、それに伴う環境への影響を**判断・評価する**。通常の状態および例外的な状況で、環境への重大な影響を管理する。
- 廃棄物、大気、水、化学物質に関して、環境に関する必要な許認可を**取得し、維持する**。また、請負業者も必要な許可を取得していることを**確実にする**。
- 大気、土壌、水に影響を及ぼす排出物と廃棄物を**測定・記録し**、CO<sub>2</sub>の直接排出量と購入エネルギーによる排出量を把握する。
- 排出量削減のための**目標を設定する**。
- サプライヤーにCO<sub>2</sub>排出量の報告**義務を課す**。
- 現場作業（林業、農業、露天採掘など）がある**場合**、貴社の影響下にある地域の生物学的多様性を促進する。
- 貴社の製品が法令上の要件とUPMの製品安全性要件を満たすことを**確認する**。
- 適用法およびUPMによって規定された材料の制限を**遵守する**。
- 使用する化学物資および化合物など、原材料に関する完全なデータ記録を**維持する**。
- すべての原材料を合法的調達元から取得していることを**確実にする**。
- 化学物質やその他の危険物質を管理するための適切なプロセス（二次トレーやプールなど）および手段により、これらの物質が環境に漏洩することを**防止する**。関連する誤差や漏洩についてUPMに報告する。
- 廃棄物管理義務を確実に遵守するための手順を**策定し、維持する**。業務、製品または顧客の資産から生じる廃棄物を削減し、再利用する機会を常に模索する。適用される法令およびメーカーの指示に従って危険廃棄物が取り扱われることを**確実にする**。
- 適切な環境マネジメントシステム（EMS）を業務に適用することを**確実にする**。UPMは、ISO 14001などの適切な環境基準に沿って認定されたEMSを推奨する。

# 4 いかなる汚職や 贈収賄も 許容しない

## UPMの手法

UPMの指導原則は明確です。すなわち、当社はいかなる汚職や贈収賄も許可しません。当社は公人または私人に、決して賄賂を提供、支払い、催促または容認しません。

妥協しない、  
言い訳しない、例外を作らない!

### UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- いかなる状況でも、直接的または間接的に、公人または私人への賄賂の支払い、贈与、提供または承認を行わない。
- いかなる状況でも、直接的または間接的に、当事者から賄賂の受領、催促、または收受を行わない。
- いかなる状況でも、いかなる形態の汚職またはその他の不適切もしくは違法な事業慣行(強要、横領または詐欺など)にも従事してはならない。
- 業務における汚職や贈収賄を防止する適切な手順を維持する。

## 貴社に求められる行動の例

### 一般原則

- 取引の獲得もしくは保持、または不正な利益を得るために、事業上の意思決定に不適切に影響を与える目的で、有価物を**贈与または提供してはならない**。このような行為は、直接的にも間接的（貴社に代わって行動する第三者を通じて行う場合）にも禁止されている。
- 貴社が事業上の意思決定を客観的に行う能力に影響を及ぼし得る、またはそのように見なされ得る有価物を、**直接的または間接的に要求または收受してはならない**。
- なお**、「有価物」は広義に解釈し、あらゆる支払い、貸付、割引、政治献金もしくは寄付、払い戻し、贈答品、ギフトカード、食事、接待、旅行、雇用もしくはインターンシップ、事業機会、サービスまたはその他の利益を含むものとする。
- 公務員については、汚職・贈収賄に関する規則がより厳格になり、わずかな利益でも公務

員に提供または贈与すると、贈収賄と見なされる可能性があることに**留意する**。

- 「**公務員**」という用語は、さまざまな汚職防止法の下で幅広い意味を持つ。公務員の例には、政府機関、省庁、国有または国営の企業、地方自治体、教区、政党または公的な国際機関の役員、職員、代表者または採用候補者が含まれることが多い。

### 汚職ならびにその他の不適切および違法な事業慣行

- 汚職を認識し拒否することによって、汚職撲滅における**貴社の責任を果たす**。
- その他の不適切な事業慣行**には、取引の獲得、保持または自身もしくは第三者の事業から不適切に利益を得ることを目的とした、すべての種類の不正および非倫理的な手段が含まれる。例としては、強要、横領、詐欺、虚偽表示、虚偽広告が挙げられる。これらの慣行の多くは、さまざまな国で違法である。

### 贈答品および接待

- 過剰である、または事業上の意思決定に不適切な影響を及ぼす、もしくは特別待遇を受けるために使用される、もしくは不適切と見なされる可能性がある贈答品もしくは接待、食事、旅行または娯楽を**提供または授受してはならない**。
- 贈答品または接待**は、正当な事業上の目的がなくてはならず、種類と規模が常に妥当でなければならない。
- すべての贈答品、接待、食事、旅行、娯楽に関する経費の記録を**保存する**。

### リスク管理

- 貴社がさらされている社内外の汚職リスクおよび贈収賄リスクを**定期的に評価し、文書化する**。
- 貴組織の汚職・贈収賄リスクに応じて、汚職・贈収賄の防止手順（例：方針、研修、不正行為の報告を奨励）を**維持する**。

- 経営陣がいかなる汚職や贈収賄も許容しないように全力で取り組んでいる旨をコミュニケーションと行動において示すこと、およびすべてのマネージャーが模範を示すことを**確実にする**。
- 従業員が研修やコミュニケーションを通じて、いかなる汚職や贈収賄も許容されないことを認識し、その実現に向けて取り組むことを**確実にする**。貴社に代わって行動するサプライヤーと第三者の経歴調査を実施し、これらの者に対して、適用される贈収賄防止および汚職防止法を遵守する契約上の義務を課す。また、この義務が遵守されているかどうかを監視する。
- 汚職・贈収賄を防止する手順を監視して、見直し、必要に応じて改善する。

# 5 ビジネスの 透明性

## UPMの手法

UPMは、顧客、サプライヤー、その他のビジネスパートナーを理解し、取引関係を築くことによって、事業の業績、供給の安全性、事業継続性を改善することができます。

このような関係を築くことにより、UPMは同時に、違法な事業活動に関与するリスクや、上記の関係による損失または評判の毀損のリスクを軽減することもできます。そのため、当社は、ビジネスパートナーが適用法に従って事業を実施するかどうかなど、客観的な基準に基づいてビジネスパートナーを慎重に選択する必要があります。

### UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 法人として、適用法令の下で正式に設立され合法的に存続している。
- 事業を行い、UPMと契約を結び、契約義務を適切に履行する権利を有する。
- 発生する可能性のあるリスクを認識し、適切なリスク軽減措置を導入し、それらのリスクがUPMの事業に影響を及ぼす可能性がある場合、UPMに直ちに知らせる。
- 適用されるすべての税法を遵守し、当局が規定したすべての税金の納税と、その他の公的な支払いを行う。適用されるすべてのマネーロンダリング防止法と貿易制裁制度を完全に遵守する。
- UPM サプライヤーまたは第三者の仲介者としての活動に関して、実際の利益相反またはその可能性を
- UPM に開示する。これには、サプライヤー／第三者の仲介者の従業員とUPMとの間の個人的関係、およびUPMの従業員がサプライヤー／第三者の仲介者の事業に関して有する実質的な金銭的利害関係が含まれる。

## 貴社に求められる行動の例

- 法人としての貴社の登録に必要な要件を**満たす**。
- 事業を実施し、契約を締結するために必要なすべてのライセンスと許可を**取得し、維持する**。
- UPM との取引活動に関連して、定評のある保険会社の適切な保険に**加入し、その保険を維持する**。
- 貴社事業にとってのリスク(例: 経済リスク、原材料納品リスク、環境リスク(台風、洪水など)、社会的リスク、サイバーリスク)を認識するための有効なリスク評価を**定期的に実施する**。
- 首尾一貫した方法でリスクに**対処し**、リスクに応じた管理策を講じる。
- UPMの事業に影響を及ぼす可能性があるリスクに気付いた場合、UPMに**知らせる**。これに

より、そのリスクを積極的かつ有効に管理する方法を共に検討することができる。

を実施し、コンプライアンスリスクを認識、軽減する。

## 利益相反

- 貴社の事業に適用される税法、ならびに貴社事業に課せられる税金およびその他の公的な支払いに**注意する**。例えば適切な監視を通じて、業務における脱税を防止する。
  - ビジネスパートナーに関する適切な財務調査やその他の経歴調査などによって、業務におけるマネーロンダリングを**防止する**。
  - 国際的な制裁体制により課される貿易制限について、**常に最新情報を把握し、適用する**。具体的には、制裁対象者との取引を回避するために、制裁リストに照らしてスクリーニングすることなどによって、顧客、その他のビジネスパートナーのモニタリングを行う。必要に応じて(例えば、特定の地域において)追加的なモニタリング
- を実施し、コンプライアンスリスクを認識、軽減する。
- **利益相反**は、UPM サプライヤーまたは第三者の仲介者としての貴社の利益がUPMの利益と相反する際に発生する。
  - 取引条件およびカスタマーサービスに関連する**通常的な利害の不一致**は、本項に記載の利益相反に当たらず、そのような利害が客観的な意思決定に影響を与える場合に生じる。
  - **利益相反**は、例えば貴社の従業員がUPM との個人的な関係を有する場合、またはUPM の従業員が貴社の事業に関して重大な金銭的利害関係を有する場合に発生する。これらの関係を開示することにより、双方が客観的な意思決定を下せるようになる。

それぞれの  
選択が異なる  
結果を生む!

# 6 競争法の遵守

## UPMの手法

UPMでは、社員は、競争について定めるすべての適用法を常に遵守して行動する必要があります。競争法を遵守することで、当社は競争を制限する契約の締結またはその他の慣行の確立を防止できます。当社は、秘密情報について競合他社と議論したり、秘密情報を競合他社に提供したりしません。

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 適用されるすべての競争法を遵守するとともに、競争を歪めると見なされる可能性のある、お客様、販売業者、サプライヤー、その他のビジネスパートナーとの契約締結、取引慣行、会合、またはその他の反競争的な行為をしない。



事業の成功は  
法令遵守の上に  
成り立つ。

### 貴社に求められる行動の例

- 競合他社との価格操作、市場もしくは顧客の配分、談合、ボイコットまたは生産制限に**関与しない**。
- 競争法に違反して、秘密情報を競合他社と話し合わない、または**交換しない**。
- 競合他社との**接触**または商業上の合意、ならびに業界団体および職業団体への加入は、競争法に従って行わなければならない。
- 特定の契約条件（例えば再販制限、再販価格の維持、排他的取引契約）は、**法律的な確認を必要とする場合があることに注意する**。
- 貴社が市場支配的な地位を**有する場合**、その地位を濫用してはならない。

# 7 資産と情報の 保護

## UPMの手法

UPMの従業員は、UPMおよび当社ビジネスパートナーの資産（機械、設備、原材料、車両、IT機器、モバイル機器、資金など）を慎重に取り扱うことに責任を負い、これらを損害、紛失、盗難、不正使用から保護します。当社は、秘密情報および個人データを慎重に取り扱い、会社をサイバーリスクから保護します。

上場企業として、UPMの情報のあらゆる一般開示は、適用される法律および証券取引所の規則に従って行われる必要があります。

### UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- UPMの資産を大切に扱う。
- UPMの機密情報を不正な使用や開示から保護する。
- 適用法令に従って個人データを処理する。
- UPMの承認を得ることなく、UPMに関する発表、プレスリリース、またはその他の開示情報を公開しない。
- UPMとその他の当事者の知的財産権を尊重する。

## 貴社に求められる行動の例

- 貴社に委託した目的以外の目的で、UPMの資産（情報を含む）**を使用しない。**
- データ（UPMの企業秘密を含む）の機密性と安全を守るための適切な措置を**講じる**。そのような措置には例えば、適切な秘密保持契約およびその他の保護システムを使用したり、秘密情報が与えられた目的のために当該秘密情報が必要とする者のみにデータへのアクセス権を制限したりするなどがある。
- 公共の場もしくはソーシャルメディア上で、または親戚や友人と秘密情報について**話し合っ  
てはならない。**
- データをサイバーリスクから守るために、適切なITツールを**使用し**、IT情報セキュリティポリシーを導入する。
- 研修とコミュニケーションによって、貴社の従業員とビジネスパートナーが機密性およびサイバーセキュリティに関する貴社の要件を知り、これに取り組むことを**確実にする**。
- 貴社事業に適用される法律に従って個人データを**取り扱い、  
保持する**。
- 適切な法律上の保護または機密性を維持することによって、UPMの知的財産（発明、特許、商標、ドメイン名など）を**保護する**。
- 貴社の製品・サービスが第三者の知的財産権を侵害していないことを**確実にする**。

**防止、保護、注意。**

# 8 取引相手を知る

## UPMの手法

UPMは、ビジネスパートナーと取引関係を結ぶ前に、当該ビジネスパートナーに関連するリスクを認識し、これに対処することを望みます。当社はまた、契約期間を通じて、ビジネスパートナーのモニタリングを行います。UPMは責任ある原材料調達の一貫した取り組みであり、ビジネスパートナーが適用法令を遵守し、UPMの行動規範に定める原則を守ることを求めます。

当社はサプライヤーおよび第三者規範の中で、サプライヤーおよび第三者の仲介者向けの要件を定めており、仲介者がサプライチェーンにおいて当該要件への遵守に努めることを期待します。

### UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- ビジネスパートナーを知り、慎重に選択することで、不法な事業活動に関与するリスク、または本サプライヤーおよび第三者規範の要件に違反するリスクを認識し、軽減する。
- 本サプライヤーおよび第三者規範、または同様の基準に規定の要件を、サプライチェーンにおけるその他の当事者にも適用するよう努める。
- すべての商取引について、完全に正確な記録を保存する。

あなたのビジネスパートナーをご存知ですか？

## 貴社に求められる行動の例

- 事業における高潔さへの取り組みを**公言する**。
- ビジネスパートナー向けの要件を**定め**、当該要件を透明性のある方法で伝達する。当該要件には、本サプライヤーおよび第三者規範の対象範囲を含める必要がある。
- 従業員と人権、贈収賄防止・汚職防止、材料またはサービスの質、環境への排出、その他のコンプライアンスリスクに関して、ビジネスパートナーのリスクを**評価する**。そのような評価は例えば、取引関係を結ぶ前に経歴調査を実施したり、契約期間中に監査を実施したりすることによって行うことができる。
- 適用される制裁リストに照らして、ビジネスパートナーを**審査する**。
- サプライチェーンにおいて定期的な与信調査と財務調査を**実施する**。複雑な、または珍しい支払い構造、異なる当事者からの複数回にわたる支払い、無関係な口座または第三者への支払い要求などの危険信号に注意する。
- 高リスクの主要サプライヤーの業績について、例えば環境や社会への影響に関する**目標を設定する**。進捗をモニタリングする。
- ビジネスパートナーが責任ある事業慣行を継続的に改善できるように、**積極的に支援する**。
- ビジネスパートナーに対して定めた要件の遵守状況を**モニタリングし**、監査する権利を留保する。リスクベースの監査を実施し、事後調査を行い、是正措置を完了させる。
- 不正行為を発見した場合、**適切な措置を講じる**。
- すべての商取引の記録を保存して、事業取引の合法性を**証明する**。これは、例えばマネーロンダリング防止や汚職防止の調査において、当局によって義務付けられることがある。

# 9 利害関係者や 社会との関わり

## UPMの手法

UPMは、利害関係者に固有の期待事項を理解し、UPMの目標、事業運営原則、当社が直面する課題についてさまざまな利害関係者と話し合うことを目指しています。当社は利害関係者および社会との対話を深めたいと考えており、さまざまな意見を述べる権利を尊重します。当社はさまざまなプロジェクトやイニシアチブを通じて地域社会の発展に参画します。

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- ・ 利害関係者と率直に透明性を持ってコミュニケーションを行い、利害関係者との対話を促進する。





利害関係者との  
対話は信頼から  
始まる。

### 貴社に求められる行動の例

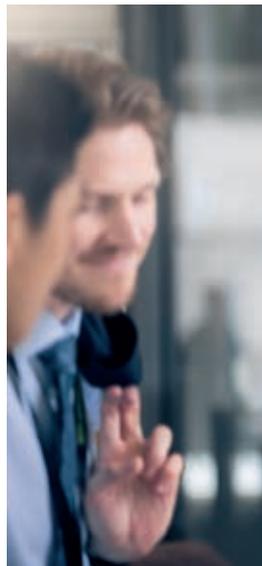
- 利害関係者とその期待を認識し、利害関係者の見解に耳を傾ける。苦情が発生した場合に文書化するための十分なシステムを設け、首尾一貫した方法で使用する。
- さまざまな利害関係者と関わり、率直に対話する。
- 貴社の影響とパフォーマンスに関して、透明性がある事実に基づく情報を現地の利害関係者と社会に提供**する**。
- 事業運営に**変更がある場合**、または環境への影響が増大する場合、または利害関係者の福利に大きな影響を与え得るその他の変更がある場合、利害関係者と積極的に関わり合い、貴社が取った行動を利害関係者に知らせる。当該状況の例として、漏洩もしくは流出、臭気増加、または生産の拡大などが挙げられる。
- 地域社会と利害関係者がフィードバックを提供できる手段を**確立する**。

# 10 すべての人に関わる コンプライアンス

## UPMの手法

UPMでは、当社の高潔さと倫理の基準を維持するために誰もが責任を負います。当社は、従業員が自らの懸念を提起しやすい風土と体制を推進します。

すべての従業員は、不正行為の疑いまたは実際の不正行為を速やかに報告しなければなりません。当社は、不正行為の疑いを誠実に報告した人に対する報復を認めません。



## UPMサプライヤー

および第三者は、以下を行うものとします。

- 対話を通じて、およびUPMが必要と見なす場合は現場監査を通じて、本サプライヤーおよび第三者規範の遵守状況を検証することをUPMに許可する。当該監査は、合理的な通知を与えたうえで、UPMの社内外のリソースによって実施する。
- UPMの調査に正確かつタイムリーに対応する。
- 法律もしくは本サプライヤーおよび第三者規範に違反した場合、または是正措置を講じなかった場合、UPMはこれを契約違反と見なし、サプライヤーまたは第三者との取引関係を打ち切る権利を有することを理解する。
- 不正行為についての懸念の提起、改善案の提案、一般的なフィードバックの提供を、従業員が匿名で行えるようにする。
- 取引関係またはUPMに影響を及ぼす可能性のある、本サプライヤーおよび第三者規範の違反の疑いまたは実際の違反を発見した場合、UPM 担当者に直ちに報告する。



## 貴社に求められる行動の例

- 透明性および遵守状況を確認するために、事例の対象項目について現場監査を実施する権利をUPMに付与する。当該監査はすべての当事者にとって有益である。UPMはビジネスパートナーが本サプライヤーおよび第三者規範を遵守していることを確認でき、ビジネスパートナーはフィードバック

を受け、運営を発展させる機会を得られる。

- とりわけ、環境上の許可と環境排出、人事関連の照会、贈収賄防止活動に関して、明確な報告を可能にするシステムを導入する。

- 貴社の従業員と社外の利害関係者が、例えば安全または人権に関する不正行為や発見事項を報告したり、または単に開発のアイデアを共有したりできる、利用しやすい信頼性の高い手段を設ける。貴社の従業員たちは、素晴らしいアイデアを生み出せる有能な人材の巨大な集まりである。
- 受けたフィードバックを管理するプロセスを整え、従業員がそのプロセスに精通していることを確実にする。
- 不正行為の疑いを誠実に報告した人、または不正行為の疑いを解決するための調査に誠実に協力した人に対する報復を認めないことを明確にす

る。報復の例には、降格、解雇、昇進拒否、給与減額、あらゆる種類の脅迫、いじめ、またはハラスメントなどがある。

- 貴社が報告を受けた不正行為の疑いを速やかに調査すること、不正行為が見つかった領域内では正措置を講じること、およびすべての関係者に解決策を伝達することを確実にする。
- 貴社はUPMの従業員または本サプライヤーおよび第三者規範に関連して、不正行為の疑いまたは実際の不正行為を、UPMの窓口担当者に直接、またはUPMの不正行為報告手段を使用して匿名で報告することができる。

沈黙は選択肢にない。  
正しい行いをしよう！







## 不正行為の報告

不正行為の報告 (UPM の従業員に関するものを含む) は、以下を通じて匿名で行えます。

UPM-Kymmene Corporation  
Head of Internal Audit/Complaint  
P.O. Box 380  
FI-00101 Helsinki, Finland  
reportmisconduct@upm.com  
**upm.com/reportmisconduct**

UPM は、不正行為の報告内容を慎重に審査し、可能な限り極秘に取り扱います。



[upm.com](http://upm.com)